

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-32	第6回(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会		
開催日時	平成21年6月5日(金) 午後1時30分から 午後2時50分まで			
開催場所	墨田区役所17階 区議会第1委員会室			
出席者数	委員17人(青山 侑 谷本有美子 坂下 修 木内 清 加納 進 高柳東彦 阿部洋一 小川 昭 五月女晴美 末富裕二 須貝利喜夫 瀧澤賢司 中川勝右 七岡 剛 平井信吾 丸山妙子 田中 進) 幹事6人(織田雄二郎(企画経営室長) 岡田 貢(総務部長) 横山信雄(区民活動推進部長) 深野紀幸(区議会事務局長) 岩瀬 均(区民活動推進部区民活動推進課長) 有田武雄(区議会事務局次長))			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	4人
	非公開(傍聴できない)			
議 題	1. 中間のまとめ骨子案の検討について 2. その他			
配 付 資 料	1 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案 2 条例の検討過程における区民参加プログラム(案) 3 今後の(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会検討フロー(案) (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会起草委員会名簿 4 次回以降の検討委員会の開催予定について(案)			
会 議 概 要	1. 議事 ・(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案について、議論を行い、その取りまとめを会長に一任し、区長へ報告することとした。 ・条例の検討過程における区民参加について議論を行い、全体方針、パブリックコメント(7月1日(水)~7月31日(金))については案のとおり、意見交換会については7月13日(月)、7月15日(水)、7月17日(金)すべて19時00分よりそれぞれ曳舟文化センター、すみだ産業会館、墨田区役所において運営に工夫を行ったうえで、実施することとした。 ・起草委員会について、青山 侑委員長、村上 順副委員長、保井美樹委員、谷本有美子委員、阿部洋一委員、中川勝右委員の6名をもって組織することとした。 ・次回(第7回)検討委員会について、8月6日(木)15時00分より、第8回			

	<p>検討委員会について、8月28日（金）15時00分より、開催することとした。</p> <p>.....</p> <p>なお、詳細は、別紙「第6回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録」のとおり</p>
所 管 課	区民活動推進部区民活動推進課（内線 3511）

第6回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録

青山会長 第6回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会を開催いたします。本日は村上副会長と保井委員がご欠席でございます。それから、中川委員が少し遅れるという連絡をいただいております。

1. 中間のまとめ骨子案の検討について

青山会長 早速、議事に入りたいと思います。前回の議論は項目を限らないで自由に行い、委員の皆さんから活発な意見をいただきました。それらの意見を踏まえ、きょうは資料1として「中間のまとめ骨子案」という形でたたき台が提出されておりますので、まずこれについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

岩瀬幹事 それでは私のほうから、資料1「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案」につきまして、前回の会議のご意見を踏まえて修正、変更した箇所を中心にご説明をさせていただきたいと思います。それでは1ページ目をお開きいただければと思います。1ページ目に「はじめに」ということで、これまでの検討経過、今後の進め方などを簡単にまとめさせていただきました。この「中間のまとめ骨子案」は、第1回から第6回までの検討委員会における検討結果をとりまとめたものでございます。「これまで真摯に議論を重ねる中、この条例を区民のために活かした条例とするには、この条例の検討過程において、区民参加とその普及啓発を重要視すべきとの意見が相次ぎました。そのため、今回、中間のまとめ作成に先立ち「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案」として取りまとめ、できるだけ多くの区民の皆さんにその検討内容をお知らせする中、広範なご意見・ご提案をお寄せいただくこととしました。今後、区民の皆さんからお寄せいただくご意見などを大切にしながら、検討委員会ではさらに審議を重ね、本年9月頃に「中間のまとめ」を作成するとともに、11月頃までに区長に「答申」するべく、最終的な取りまとめを行う予定です」と記させていただきました。2ページをお開きください。2ページは一部文章を変更させていただいております。「Ⅰ、（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討背景」の中の「（1）「協治（ガバナンス）を推進する自治体運営のために」の4行目、「そのためにも、墨田区として」という部分でございます。前回は「墨田区にふさわしい」という言葉になっておりました。前回、区民なりにガバナンスということをも身近に考えていただくよう表現する必要があるとのご意見をいただきまして、墨田区にふさわしいというように他人からの見た目ではなく、区民一人ひとりが何らかのかたちで関わるという趣旨から「墨田区として」と主体的な言葉に変えさせていただきました。続いて6ページをお開きください。「Ⅲ、条例の名称」でございます。前回の議論で、区民の意識改革も必要との観点から条例の名称も、区民が担い手であることを強調した名称がよろしいのではないかとのご意見がございました。事務局では、ガバナンスの意義やその必要性が実感できるように、区民に分かりやすい適切な名称が必要であると考えており、皆さまや区民の皆さんが検討・議論するための素材として、10ちょっとの案を出してみました。それを今回の資料として表記してございます。続きまして8ページをお開きください。「1. 前文」の部分でございます。「前文のキーワード」の「①地勢・区政の歩み」で「母なる川」という言葉を追加させていただいております。前回、平成17年策定の基本構想の記載を参考にしてはというお話もございました。その点を踏まえております。

10ページをお開きください。「3. 協治（ガバナンス）の基本理念」です。この部分につきましては数々のご意見がございました。まず「まちづくりの基本原則」の中の「情報の共有」の部分です。前回では一つ目の「・」の行の記載しかございませんでしたけれども、なかなかその概念だけでは分からないというご意見がございました。そこで二

つ目に「情報を共有するため、区は、区民に分かりやすく区政の情報を提供します」とご指摘のとおり具体的な表現を加えさせていただいております。さらに「区政への参加」の部分です。前は二つ目の「・」の部分しかございませんでした。政策決定や区の計画について一定の権限を持って、参加によって区政をいかに動かすか、また行政に偏重することなく、議会もそうでなくてはいけないのではといったご意見がございました。そこで一つ目に、「区政への参加とは、区民等が、区の政策、施策、事業の企画立案、検討、実施、評価の各過程において、区（区議会、区長その他執行機関）による決定内容の向上を目的として、区に対して自らの意見を表明することをいいます」と加えさせていただきました。続きまして「協働」の部分でございます。この部分でも、協働の定義を明確にすることと、協働をどのように進めるのか、さらにいままぜ協働なのかというご指摘がありました。そのことから「協働とは、区民等及び区が共通の目的をもち、互いに対等な立場で協力することで地域課題の解決を図ることをいいます」と定義を記載するとともに、「区民等及び区は、協働にあたっては、互いに自主・自立した対等の立場で十分な協議を行い、目的を共有するとともに、互いの役割分担について合意します」、さらには「区は、協働の基盤整備として、区民及びコミュニティによるまちづくりの活動を支援します」として「協働」の仕方、支援などについて追記をいたしました。また、いままぜガバナンスなのかというお話がございまして、今回、「協働・区民（市民）活動推進の重要性」として記させていただきました。いわゆるニュー・パブリック・マネジメントの推進から「政府、企業、市民の連携を重視することで公共の利益を追求する PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の考え方へと社会潮流が変わる中、墨田区における協治（ガバナンス）の実現に向けて、区、企業、そして区民等との協働を推進するとともに、区民等の公益的活動を区として支援していくことが重要であると考察できる」と記載させていただきました。

12 ページをお願いいたします。「4. 協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割」で「（1）区民等とコミュニティ」の部分でございます。「区政に参加する権利」のところですが、前回の議論でこの部分につきましては「参加ということだけではなく提案する仕組みもあっていいのではないか」というお話がございました。そこでその下の段で「区政に提言する権利」という部分を設け、「区民等は、区政やまちづくりについて、提言することができます」という一文を入れさせていただいております。それから13 ページの下の段、「これまでの検討から考察される項目・考え方など」の部分でございます。前回の議論では、「区民側が参加するという実感がなくなるとならない」、さらには逆に参加しないということについても議論がございました。そこで「公共サービスの受け手という意識から、今後、主権者、協治・協働の担い手としての区民という実感を持つための方策」、さらには「まちづくりへの不参加を理由に何ら不利益を受けないこと」という項目を入れさせていただいております。また、「地域における意思決定」などのお話もございましたので、一番下に加えさせていただいております。ちょっと飛びまして20 ページをお開きください。「（3）協働の推進」の部分でも何点かお話がございました。

「これまでの検討から考察される項目・考え方など」の中で、一番下に「地域による活動拠点づくりと運営」を加えさせていただきました。前回も地域プラザというコミュニティの拠点を整備する際に、区民の皆さんの手づくりによる構想計画を議論しているというお話もございました。そういう拠点づくりも実施しておりますので、ここに「地域による活動拠点づくりと運営」という言葉を入れさせていただきました。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

青山会長 ありがとうございます。それでは本日はこの「骨子案」について、皆様のご意見をお出しいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。部分を細かく限らないほうがいいと思います。前回同様、全体どこでも結構ですので、ご意見等をどうぞお出しください。

阿部委員 名称についてです。私は第1回目のときにもちょっと申し上げたように記憶しているのですが、「ガバナンス」という言葉が何となくなじめないのです。ここには青山先生という、ガバナンスの生みの親がいらっしゃるので誠に言いにくい発言ではあるのですが、名称から「ガバナンス」という言葉自体を外してしまうということは不可能なものなのかというのが、今までの検討の中での感想です。では代案があるかと言われてもちょっと困るのですが、片仮名言語というのは、私を含めて一般区民からすると分かったような分からないような、また煙に巻かれるのではないかという印象が強いように思います。

加納委員 私も同じような意見を持っています。例に出されているのもほとんど「協治（ガバナンス）」で、「協治（ガバナンス）」という言葉にこだわりすぎているのではないかという印象を受けました。どれだけの区民の方がこの「協治（ガバナンス）」という言葉聞いて理解できるか疑問です。どちらかというとな専門用語に近いような表現なので、行政側の都合ではなく、もっと分かりやすい表現のほうがいい。例えば「区民参加型のまちづくり条例」とか、そういった区民側に機軸を置いた名称にしたほうがいいのではないかと感じました。それと、最終的にかなり細かい構成で、当初、ほんわかしたという表現もありました。かなりボリュームのある構成になるのではないかという印象を受けるのですが、区民側にしたら「この条例ができてどう変わるの。どういうことになるの」という関心のほうが高いのではないかと思います。ですから、この委員会は条例の策定を目的とした委員会ですけれども、目的を目的化させるのではなく、その先の部分まで視野に入れて議論することも今後、必要ではないかと思いました。

須貝委員 私も「ガバナンス」に代わるような本当にピタッとはまるものがあればいいなと思うのですが、逆に「ガバナンス」という言葉の重みですね。今はじっくりこない部分もありますが、こういう条例を通して浸透させるという手もあるのではないかと思います。例えば、前回やはりお話が出ました第五吾嬭小跡地の地域プラザ会議というのは役所で「ガバナンス会議」と付けまして、今までと違うような話し合いから、相手の意見をきちんと聞いて建設的な意見を出し合って合意の下にやっていきましょうという、今回の条例に近いようなコンセプトでやってきました。その中には若い人から70歳以上の方も入っていらっしゃいます。最初はやはりじっくりこなかったのですが、ここに来て「ガバナンス会議」が行き届いたようなかたちになりました。やはり時間とともに浸透してくる部分があります。メインの名称は別な形で、日本語の「協治」なのかどうか分かりませんが、逆に略称ということで「ガバナンス」という言葉を入れてもいいのではないかと考えています。たまたまですけれども、前回「区民型ガバナンス」ということを発言させていただいたわけで、区民の立場にというか、全く一緒の立場に軸足を置きたいなと思っていました。私は逆にこの機会に「ガバナンス」というものを墨田区発に入れてもいいのではないかと考えています。

瀧澤委員 7ページの「IV 条例の構成」という部分を見て、流れ的にはこういった1～5までの大きな流れでいいというか、今まで議論してきたことなのだと思いますけれど、これすべてに共通しているのは、いまの名称のことでもあったように、いかに分かりやすく説明するかという部分が一番キーになるのかなという気がします。というのも区民参加型になるといろいろな方が入ってきます。もちろん参加したくないという先ほどのお話もありましたけれど、区民が入ってきたときに、やはり頭をひねって考えて考えてというようなものはなかなかなじまないという気がします。先ほども出ておりますが、いかに分かりやすくこれを書いていくかということが、このすべてのキーワードになるのではないかという気がしております。ですから、名称も含めまして、前文ではどういうかたちにしたら一番分かりやすいのか。そういうことをやはり皆で協議をする。条例を広めたときに、委員だけ、もしくは特別な専門の人だけに理解ができるというも

のではなくて、参加した方が読んで概ねは理解できたというようなものが最終的に作り上げられないと、活用の面ではなかなか生きてこないのではないかという気がいたしております。

末富委員 いまお話に出た分かりやすさということと、それから「協治（ガバナンス）」という言葉とも関係してくるのですが、途中で「協働」という言葉も出てきております。「ガバナンス」というのは全体の概念で、「協働」のほうはおそらく主体、個々の二体間の関係であったり、実施段階の関係であったりということだと思いますが、「協働」という言葉を説明するときに、協治との違いについて、協治のこういう概念に対して協働はこういう概念ですという言い方の説明を一つ加えておいてほしいと思いました。私は最初聞いたときにどうもこの辺の境がよく分からなくて、初めて聞いた区民の方もその辺たぶんこれから混同されるのではないかというのが一つです。それと7ページに条例の全体の構成ということで、1、2、3という全体の理念の部分と、各論の4、5の部分に掲げていただいています。第2回るときにちょっとお話をさせていただきましたが、ガバナンスのための制度も条例で要るということを「理念に基づくまちづくりの推進と制度」というようなかたちで5番に言葉で明示していただければと思います。2番の目的のところ、主体の役割、制度等を明確化するのがこの条例の目的ですとうたっていますので、主体、役割のほうは4番に出てきますから、制度というものも明示したいと思います。もう一つは、これは細かい話なのですが、前文をどうするかという議論で確か自治基本条例でないか前文が要るのか要らないのかみたいな議論もあったかと思えます。「前文のキーワード」のところ「豊かな水と緑のあるまち」というのを掲げていますが、日本中の自治体の中で見たら、むしろ墨田区は緑のない自治体の代表格みたいなところなんです。そういう都市型の自治体であるということもある意味で墨田区の特徴ですので、この「緑」は削ったほうが良いと思います。

平井委員 この資料にもありますが、条例の名前と中身と親しみやすさといったところの意見として、条例そのものと、後でこれをPR、周知することはイコールではないのではないかと。当然、近いところではありますけれども、ちょっと距離があるのではないかと感じる感じがします。例えば、「ガバナンス」という言葉を削ったとしても、この条例の中自体は協働とかガバナンスの考え方をいろいろ取り込んでいる部分もございまして、こういった言葉を別の言葉に置き換えることは、ある面ではかえって何か分かりにくくなってしまふような気がします。そういった面からいくと、先ほどおっしゃっていただいた「それによって何がどう変わるの」といったところをもうちょっとはっきり見せるとか、あるいはこの条例によって別の条例とか別の要綱とかにもいろいろ影響が出てくると思いますが、そういった体系をしっかりと見せるとか、そういったことで理解を深めるといったほうが、逆に効果はあるのではないかという気がいたします。

加納委員 質問です。法律などは片仮名、いわゆる横文字が入ってはいけないということ聞いたことがあるのですが、条例の名称に片仮名が入るとするのはよろしいのですか。

田中委員 条例は自治体が独自に作ってよろしいわけですから、自由に作れると思います。それから片仮名も許容できると思います。

木内委員 7ページの「4. 協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割」のところ、「区民等の権利とすみだらしいコミュニティづくり」として「区民、町会・自治会、NPO」、また「区の役割」として「区議会、区長その他の執行機関」となっていますが、議員は通常、町会の一員として、区民とコミュニティづくりを日々やっていて、それでまた区議会となるとそのニュアンスが違ってきますので、「区民、町会・自治会、

NPO」のところなのか「議員」の項目を入れたほうがいいのかどうか。区議会と、日々の動きの中の議員としての立場とダブってやっているわけで、議会側の一議員として何か規定が欲しいなと思っています。それから、ガバナンスについて、これまで墨田区においていろいろなかたちで使われたりしていますので、やはりカッコ書きでもガバナンスという言葉は私に入れていけばというふうに思っております。

谷本委員 いまお話しされたこととちょっと視点が違うのですが、5ページの「Ⅱ、目指すべき条例の方向性」で若干狭いかなと思うのは(3)のところ。「情報共有・区民参加等の手続きを集大成します」というのがこの条例の目指すべき条例の方向性になっているのですが、いま検討されている全体の内容を見ますと、この条例というのはいっと広い意味で、どちらかという協治のまちづくりを支えるような仕組みをもっといろいろ書き込んでいくのだろう。その中の一つとして「情報共有・区民参加等の手続き」があるのではないかと私は理解いたしました。もしかするとこの3番目に入れるのは、単なる参加の話だけに限らずということで、「協治のまちづくりを支える仕組みを盛り込みます」ぐらいの、少し幅広めに書かれたほうがいいのではないかと思いますので、申し上げておきます。

阿部委員 いま木内先生のおっしゃった「議員」については、気持ちはすごくよく分かるのだけれども、たぶんちょっと受け入れにくい。「議員」というのはやはりこの場合には、「区議会」側に「議員」という立場でいるとしてももらえれば……。お互いにみんなそうですが、人間、いろいろな立場を持っているわけです。例えば木内議員さんにしても、ほかの議員さんにしても、議員としての資格でもって、例えば町会とかその他の会合に出ていくことは少ないわけで、むしろ一市民というか、一区民というか、そういったような立場で見ればそちらのほうが大事なことで、区民として参加できるということがその文案の中にあるわけですね。それはそれでむしろ、例えば「区民等の権利」の中の町会・自治会に並べて議員を入れてしまうと、では区議会のことはどうなったか、逆に分かりにくくなってしまわないかという感じがします。ですから入れるのであれば「区議会、区長」のほうがいいのかなと思いますけれど。

小川委員 2点あります。先ほど言った8ページの「前文のキーワード」のところ。使われるかどうか分からないのであまり議論したくないのですが、この前、別の会議のときに「緑」というのは木や草だけを指すものではなく、例えばこういうところに「緑」が使われていたら、言葉自体が癒しというようなものをイメージさせる言葉だという話がありました。ですから、墨田区は23区の中で確かに緑が下位のほうですけど、そういうものでなくてもいいのではないかというのが一つです。それと、加納委員さんにお聞きしたいのですが、第1回ぐらいの会議のときに、前文か何かの頭に「私たちは」という言葉で始まるような条例ができたらいいたいなことを言っていないでしたか。

加納委員 ええ。

小川委員 ですよ。そうしたときに、これを全部見ていくと、「区民等」という言葉でみんな始まってくるんですね。その辺、条例の文章の作るときには、もう少し柔らかな感じ、温かみのあるような感じの文章にしてもらえればいいかなと思いました。

阿部委員 私は向島地区のまちづくりに携わっていますが、千葉大の学生さんたちが東向島から京島あたりをフィールドワークしたときに発表がありまして、そのときに墨田区は緑被率、いわゆる緑地があるという比率でいうと10%を切るとかという話でした。ところが、町を歩くと、軒先にある植木鉢などいろいろあって、彼ら学生さんたちが勝

手に付けた緑視率でいうと 70%という結果が出ています。それがどの程度科学的に見分けられているかどうかは別として、緑が多いという印象はよそから来る方もけっこう持っていてくれます。その中の一つが、いま言う公園の敷地とか地図の上での緑というのではなくて、町を歩いてみると緑がいっぱいある。しかも、それぞれの家の植木鉢とか軒先のちょっとしたもので非常に緑が多い。墨田区らしいというか、下町らしいというか、そういったような意味での緑という点で言えば、地図の上では確かに緑被率は低いけれど、緑視率は高い。これはある意味では墨田区が誇ってもいいものの一つかなという感じがいたします。いま小川さんがおっしゃったように、緑というものの持っている癒しというような、潤いというような、そういったニュアンスを持っている。そういった感じが前文にはあっていいかなという感じです。

須貝委員 この条例ができて目指すべき姿を描きたいというお話に、私も同意なのですが、目次でいきますと、目次はVで終わっていますので、例えば、VI番目に「条例による目指すべきまちづくりの姿」的な項目を付けて、今後、後半に向けて皆さんで議論していったらどうか。具体的なものをたくさん挙げるという意味ではなく、未来予想図ではないのですけれど、まちづくり等がどう変わっていくのかみたいなものがもし予測できれば、こういうふうには条例を使うとこんなふうになるんだなという、区民のほうの動機付けになることが一番大事ではないかと思えます。そういう意味で、何か工夫はしたいと思っています。それから「区民等」の前に、単純に「私たち区民等は」というかたちで統一して、自分たちがまず主体だということを表現されたらどうかと思いました。

小川委員 横文字もたくさん出てきているのですが、行政用語と言うのかどうか、ちょっと分からない言葉が出てきます。1 ページぐらい使ってどこかに言葉の説明を載せていただければ、それこそ区民の人が見ても分かりやすいのではないかと思います。この前も発言させていただきましたが、「成熟社会」とはどういうことを言うのか。まず青山先生に教えてもらいたいのですが、どういう社会を言うのでしょうか。

青山会長 何分で説明するかによって、どれだけ言うかわ変わってくるのですけれども(笑)。「成熟社会」を最初に言い始めたと言っている人はデニス・ガポールという、ノーベル賞をもらった人です。**Mature Society** という英語です。分厚い本ですが、その中で一言だけ挙げるとすると「経済成長はあきらめても、生活の質の向上はあきらめない社会」というところが一番印象的な言葉です。たくさん説明していますが、「高度経済成長社会だと成熟社会ではない。経済はほとんどゼロ成長である」それが成熟社会の一つの特徴です。「ただし、生活の質の向上を人々は決してあきらめない」ここがすごいところです。つまり発展途上国と違って、成熟社会になると、人々はそこでとどまるのではなくて、芸術とか文化とか、余暇時間だとか、それから先ほどから話が出ている潤いとか、緑とか、まちの景観とか、価値観がだんだん変わっていく。そういう説明があります。そのデニス・ガポールの説明が非常に印象的だったので、「成熟社会」とみんなが言うようになって、21 世紀の日本みたいな社会を「成熟社会」という言葉で説明するケースが多かったわけです。

その場合に、成熟社会と言われてもイメージがみんな違って、少子高齢社会が成熟社会だと言う人もいます。ただ、少子高齢社会が成熟社会だと言うと、別に成熟社会と言わなくてもいいわけです。確かに少子高齢化は一つの特徴です。つまり子供がどんどん生まれていけば経済成長は必ずしますから、成熟社会の話にならない。例えばベトナムはいま約 8610 万人の人口ですが、毎年 100 万人ずつ人口が増えています。そうすると日本の今年 1 月から 3 月の実質 GDP はマイナス 15%でしたが、ベトナムは 8%ぐらい経済成長をしています。景気は悪くても年間 100 万人も人口が増えると経済成長をしてしまうわけです。そういう意味では、少子高齢社会というのは成熟社会の一つの特徴ですが、そちらのほうではなく、人々はむしろ生活の質の向上をあきらめないというところ

ろが「成熟社会」の定義の面白いところで、それが流行った原因になると思います。ただ内容についての説明をするとしたら、ほかにもまだいろいろな説明があります。グローバル化などで説明していく場合もあれば、特に娯楽とか観光がすごくお金になるということで説明していく人もいます。これもまた事実です。観光産業が非常に儲かる。人々が観光する社会です。楽しみがお金になる。例えばオペラとか、ミュージカルとか、コンサートとか、絵画とか、発展途上国だとお金にならないけれど、成熟社会だとお金になる。お金になるという言い方はそれに従事している人には失礼でもっといい表現があって、それが重要な産業となるというようなことだと思えます。「成熟社会」はそういうようにいろいろな特徴があって、人によって見方が違ってくるわけです。

小川委員 そうすると、昔使っていた言葉の中に、よく「多様な価値観」ということがありましたよね。

青山会長 それは重要な要素だと思います。いまもし世界の社会学者が、発展途上国は除いて、これからの欧米とか日本などの国の社会について議論しようとしたら、「成熟社会」という言葉は必ずメインになると思います。さらにもっと言うと、具体的な単語では「ダイバーシティ（多様性）」と「インクルージョン（包容力）」が一つのキーワードになってきます。前は多様性ばかり言っていた時代もあるのですが、最近はダイバーシティ&インクルージョンとあって、多様性と包容力と言うケースが多くなってきています。それはどういうことかという、ガバナンスが、コーポレート・ガバナンスという会社のガバナンスから社会や地域のガバナンスに発展していったように、ダイバーシティという言葉も、人々の権利とか少数者のために多様性は必要だという時代が確かに20世紀にあり、例えばアフーマティブ・アクションという言葉があったと思います。黒人とか女性にもチャンスを与えろというのがアフーマティブ・アクションですが、いまはむしろダイバーシティ&インクルージョンという言葉のほうが流行っている。それはどういうことか。インクルージョンは、黒人だから女性だからといって企業社会から排除しないという意味です。アフーマティブ・アクションみたいにチャンスを与えてあげてという人権の観点から言っていくのではなく、企業社会で使われるダイバーシティ&インクルージョンというのは、そのほうが企業は発展する、企業の利益にもなるという考え方で最近使われています。つまり、企業経営の意思決定が、その企業でプロパーとして育ってきた、変な言葉ですけどもおじさんたちばかりでしているのだと取締役会もいい決定ができない。そこに黒人もいたほうがいい。女性もいたほうがいい。障害者もいたほうがいい。消費者的な人もいたほうがいいし、いろいろな人がいたほうがいい。そのほうがいい意思決定ができる。マーケティングもうまくいくし、新商品の開発もうまくいく。そういうように積極的に捉えるのがダイバーシティ&インクルージョンという考え方です。これも社会科学の中で社会についての言葉というよりも、最初は企業にとってどうやって利益を得ていくかということでした。いまは情報社会だから、単にモノを能率良く作ればいいのかではなくて、売れるもの、人々の求めるものをいかに作っていくかというところが勝負になる。だから、企業の経営もダイバーシティ&インクルージョンのほうがいいというように経営学の中で流行った言葉が、社会一般でも使われるようになってきたという傾向があるのだと思います。ですから多様性というのも、20世紀的な使われ方といまの成熟社会の場合とは使われ方が違って、「多様性」を積極的に捉えていっています。マイノリティが排除されているのはかわいそうじゃないかというだけの考え方ではなく、そのほうが企業の利益にもなるのではないかというように変わってきたということです。ですから、小川さんがおっしゃるように成熟社会と多様性と関係があるのかといたら、まさにそのとおりなのです。ちょっと説明が長くなりすぎましたが。(一同笑)

末富委員 先ほど緑の話をして、あれだけ反響があるとは思わなくて驚いています。た

だ私が思ったのは、ほかの自治基本条例みたいなものをいくつか拝見したときに、前文が書かれていて、そこに地勢みたいなことが書かれていると、何かその土地を想像できるというか、イメージできる。前文というのは、区民だけではなくて、全国に対する墨田区的意思表示になるのではないかと。それで一般的に理解されたというかたちのほうがいいのではないかと、緑が必要かなと申し上げたのですが、それよりもっと深い意味があるということをおっしゃって、私にはそういう考え方はなかったなあと、勉強になりました。もう一つは質問ですが、21 ページに「協働の概念図」が掲げられています。両端にある「新しい公共サービスの提供（協働事業）」から「信認選挙」というところに矢印が引っ張ってあるのですが、これはどういう意味合いでしょうか。

岩瀬幹事 失礼いたしました。この図の作り方が不十分で、協働が直ちに「信認選挙」に関わるものではございません。「区民等」という大きいくくりの中に入って行くというものでございまして、ここに必ずしも必要性がないのかなと考えているところでございます。21 ページの図は修正させていただきたいと思っております。

青山会長 そういう意味で言うと、13 ページの下の図、箱の真ん中の「協治・協働の担い手としての顔」というのも、全体が協治だから、ここは「協働の担い手」と表現してしまうほうが分かりやすいかもしれないですね。

岩瀬幹事 ここの部分にちょっと手を入れたのは、第4回目でしたか、保井委員からご指摘があり、事務局でこのようなかたちにちょっと直させていただいておりましたが、改めて表現を工夫させていただきたいと思っております。

青山会長 同じ意味で言うと、先ほどの「議員」の話、7 ページのところですね。実際の地域のガバナンスに議員が非常に大きな役割を果たすのですが、立法行為として条例など政策の意思決定機能を果たすのは区議会です。そういう意味で区議会は協治（ガバナンス）の重要な権能ですが、一方で議員活動があります。その議員活動は議会の統一意思として示されなくても、それぞれ立場、会派があり、政治的主張が異なって議員活動をしているというところにむしろ、民主主義としての意味がある。一党独裁ではなく、それぞれ政党、立場が異なり、大選挙区だけれど地域が違って議員活動をして、協治（ガバナンス）の中では重要な役割を果たしているわけです。ですから14 ページでも、「議員活動」という表現がいいかどうかは別として、議会の全体と議員個人との違いをどううまく表すか、私もいまはいい考えはないのですが、今後、工夫をする必要があるかもしれません。先ほどの5 ページの（3）も、情報共有、区民参加だけではなく、協治全体のことでしようというのをもたぶん同じようなかたちです。

加納委員 11 ページの「協働・区民（市民）活動推進の重要性」の部分ですが、近年のニュー・パブリック・マネジメントの推進とか PPP の考え方等を強調しすぎると、受け取り方によっては、本来行政がやるべき事柄を区民にアウトソーシングしてしまうことを大きく進めるみたいな印象を受ける方もいらっしゃると思います。ですから、表現について私もどういう表現がいいのかちょっと今、申し上げられないのですが、もう少し慎重な言葉遣いをされたほうがいいのではないかと感じました。それと先ほど小川委員からありまして、ともすれば条例というのは硬い表現になるものですから、主語に「私たちは」と付けたほうがいいのではないかと提案をさせていただいたり、あるいは、語尾を「ですます調」にしたらいけないかということをお勧めさせていただきました。

谷本委員 いま書かれている内容というよりは、これからの議論の問題提起をさせてい

ただきたいのですが、協働というお話が出ていました。いま協働の話でいろいろな審議会や活動に関わっている関係で、疑問に思っているというか、いろいろな話が出てきます。いま協働という言葉の対象者が、どうしてもノンプロフィットの非営利の団体ばかりが捉えられがちなのですが、この条例の中で、実は「区民」の概念整理の「区内在住の団体」のところに企業とか事業者というのも入ってきています。これは皆さんで議論して考えていただければと思って、視点として提示させていただくのですが、協働の推進というものを捉えるにあたって、町会・自治会とか、NPOとか、そういう非営利な活動だけを対象として考えていくのか。そうではなくて、区内にある事業者、企業も含め、より良い地域の公共サービスというものを含めた方向性で考えていくのか。そういう意味で私は後段のほうがこれからユニークなまちづくりがいろいろできるのではないかというスタンスでいます。ただ、この中で皆さんがお決めになられたほうがいいと思うので、一つの視点としてぜひお考えになられてはいかか。企業の方もこちらにいらしているので、一言いわせていただきます。

小川委員 いまお二方の意見の中で、非営利といっても給料だってもらえるし、なぜ非営利なのかといったときには、儲かったお金を分配してはいけませんよというだけで、利益を上げてもいいわけですが、NPOの捉え方をあまりにも非営利、非営利と言うと、儲けてはいけないみたいな考え方の人が多いようになっていないかという気がします。それが1点です。それと、加納委員が言ったのかな、行政の安上り的な担い手になってはいけないというお話があったと思います。昔、ボランティア、ボランティアと何でもかんでもボランティアをやらしたときに、「行政の下請けをやるのがボランティアではないのだよ」ということはよく使われた言葉ですよ。だから、それと同じようなことがまたここで起きてはいけないのではないかという思いです。やはり行政はきちんとやることはやる。民は民でできることはきちんと自分たちでやるというようなことをこの中で明確にしておいたほうがいいのではないかと思います。

須貝委員 ちょっとずれていますけれど、いま区は指定管理者制度をだいたい導入しまして、功と罪とが出ていていると思います。罪の部分で気付くのは、今まで区に直接やっていただいたさまざまなサービスを民間が受け持つと、ワンクッションあり、利用者として改善してほしいニーズがうまく伝わらないケースが発生していると懸念されます。指定管理者に利用者の小さな声を聞く体制があるかどうか心配されるところです。そう考えると協治（ガバナンス）という考え方をもっと指定管理者にも理解していただき、利用者と一緒に作り上げていくというスタンスを期待します。この条例がそんなところにも反映したいと考えます。となりますと、民間とか営利団体もこの枠組みにしっかり入っていただき、巻き込んでいけなければ協治条例にも限界がくるのではないかと思います。

青山会長 もし他になければ、といってもたくさんありましたけれど（笑）、とりあえずまだ中間まとめではなく「中間のまとめ骨子案」ということですので、きょう皆さんからいただいた意見は結論が出ていない問題もたくさんあります。それから、表現を改善すべきだというご発言もありました。ですから、結論が出ていないものはまだ結論が出ていないままでこれから引き続き議論をしていくという理解の下に、もし良ければ、諮問された区長に対して答申ではないのですけれども、「中間のまとめ骨子案」としてはここまで議論しましたということで、現段階の検討状況をいったん報告させていただくことにしたいと思います。その場合にもちろん皆さんに対しては、会長と事務局で「中間のまとめ骨子案」をこういうことで表現しておきたいというものを送りいたします。まだ意見があるかもしれませんが、今日の議論の表現の問題などについて、できれば会長にご一任いただければと思います。いかがでございましょうか。

委員一同 異議なし。

青山会長 ありがとうございます。ではそういった取り扱いをさせていただきたいと思います。引き続き、資料2「条例の検討過程における区民参加プログラム（案）」です。区民参加を積極的に行い、検討するという前提でこの作業が成り立っておりますので、この区民参加案につきまして事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

岩瀬幹事 では私より資料2をご説明させていただきます。資料2では「条例の検討過程における区民参加プログラム案」とさせていただきます。「1. 全体方針（1）目的」。これまでも委員の皆さまから多数ご発言もございました。「今回の協治（ガバナンス）の実現に向けましては、多くの区民に理解されるとともに活きた条例とするため、委員会委員以外の区民にも条例の検討過程に参加してもらうことを目的としまして、「中間のまとめ骨子案」を取りまとめる段階におきまして、幅広く区民の参加・普及啓発の取り組みを行いたい」というものです。この関係でございますけれども、こちらの設置要綱の第9条にも「答申するに当たっては、広範な区民の意見及び提案を反映させるよう努めなければならない」とさせていただいているところでございます。「（2）提供情報と収集意見」。まず、区民の皆さんにどのような情報を提供するかということでございますが、「①協治（ガバナンス）の必要性、背景、②条例の必要性、③これまでの条例の検討過程、④「中間のまとめ骨子案」の内容など」をお知らせしたいと考えております。そこでご説明した情報からいろいろなご意見をいただくという観点から、収集意見・提案でございますが、「①協治（ガバナンス）に関する意見・提案、②条例の検討過程に関する意見・提案」、そして「③「中間のまとめ骨子案」に対する意見・提案など」を想定しております。「（3）意見の取り扱い」。得られた意見・提案は項目ごとに内容を整理いたしまして、次回開催の検討委員会の資料とするとともに、その反映の考え方についてまとめていくなど、可能な限り、その趣旨を中間のまとめに活かすこととしたいと思っております。「（4）その他」。「中間のまとめ骨子案」の意見募集につきましては、次回検討委員会の開催スケジュールに鑑み、いったん7月31日（金）までとさせていただきますが、その期間を過ぎましても答申案作成まで、検討委員会の検討状況について随時、お知らせを更新する中、区民の意見の募集を継続することといたしたいと思っております。

続いて「2. 区民意見交換会（地域説明会）（1）名称案」、「区民意見交換会（地域説明会）」と題しておりますが、これは今回初めて企画させていただきます。名称はまだ案でございますが、「協治（ガバナンス）と条例を考える区民懇談会」と題しまして実施をさせていただきたい。これは前回若干ご提案をさせていただいているところです。こちらで勝手に決めさせていただいて大変恐縮でございますが、開催の日時と場所を次のように記させていただいております。「（2）開催日時・場所」第1回、第2回、第3回はそれぞれ7月13日、15日、17日、1週間に3回開催をさせていただきたいと思っております。時間はすべて午後7時からでございます。場所は一応、南部、中央、北部というかたちで3か所を考えており、曳舟文化センター、すみだ産業会館、本区役所の12階で実施をしたいと思っております。裏面をお願いいたします。「（3）プログラム」この懇談会のプログラム案はこのように予定してございます。最初に検討委員会の委員の皆さんから「開会」のごあいさつをいただきまして、「協治（ガバナンス）と条例づくりについて」、そして「意見交換」などのスケジュールを進めたいと思っております。「（4）広報並びに呼びかけ方法」。この区民懇談会や意見募集につきましての広報並びに呼びかけの方法は「区のお知らせ」、さらに区のホームページでも掲載させていただきます。また、お知らせチラシを作成し、公共施設及び窓口などにて配布をさせていただきたいと思っております。なお、大変僭越なのですが、ここに「検討委員会委員」ともう勝手に入れさせていただいております。この懇談会では委員の皆さまにも参加していただきまして進めたいと思っております。ご出席していただく日程等もこのあと私ども担当より

調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

「3. パブリックコメント（1）意見募集の周知方法など」。この期間、意見募集をずっと続けさせていただくというふうに先ほど申し上げました。意見募集についても、「区のお知らせ」「2. 区民意見交換会」の開催記事に併せて掲載をさせていただきます。区のホームページでは、今回まとめていただく「中間のまとめ骨子案」の全文を掲載するとともに、区民情報コーナー、区民活動推進課で閲覧ができるようにさせていただきます。「（2）意見提出方法」。郵送、電子メール、ファクシミリなどを考えております。「（3）意見募集の提出期間」。先ほど申し上げましたけれども、いったん区切りといたしまして中間のまとめに反映させるために、意見募集の提出期限は7月31日（金）とさせていただきますと思っております。説明は以上でございます。

青山会長 ありがとうございます。こういったかたちで区民参加プログラムを実施していくということですが、これについてのご意見、ご質問等あれば承りたいと思います。

小川委員 呼びかけるのはいいのですが、「区民意見交換会」という名称はすごく硬いですね。言うことが「ガバナンス」ですから、区民の人に理解してもらうためにはたくさん来てもらわなければいけないのに、これで呼びかけた場合に食い付くかということ、ちょっと食い付きが悪いのではないかと。逆に言うと「区民意見交換会」のままでも、下にサブタイトルみたいなかたちで、「あなたがつくってみたいまちづくり」とか「あなたがつくってみたい墨田区」とか付けて、「皆さんの意見をお聞きしたいのですが、いかがですか」というような呼びかけをしておく。そしてプログラムの中で、実はいま墨田区は、23区にはない新しい区政を目指して、協治（ガバナンス）ということによってこういうことをやっているんですよという説明をしておけば、若干食い付きがいいのではないかと。先ほど誰かおっしゃっていた「この条例ができたなら、その先に何があるんだ」というようなことがこの説明会の中でできれば、ちょっとは食い付きが良くなるのではないかと思うのですが。

岩瀬幹事 本当に勉強になります。ありがとうございます。本当に硬い文章で恐縮でございます。大変参考になりました。小川委員のご意見はまさにそのとおりでして、ぜひたくさんの方に来ていただくこと、そして聴いていただくことが大切だと思っております。表に出すときにはそのような観点から、分かりやすく、そして参加していただきやすい周知方法を考えさせていただきますと思っております。

中川委員 いまの小川委員の意見にはことのほか感心しました。我々のまちをどうしたいのか、そこがガバナンスの基本ですね。例えば今まで我々は、区の政治については間接選挙というかたちで、政策集団を担っていらっしゃる区議会の皆さんに政策の意思の決定機関としてのご活躍をしていただいております。それはグローバルなことであって、我々が考えているのはそんなグローバルなことではありません。例えば、墨田区の青写真。墨田区には基本計画というものがございます。政治家の方、政治集団はそうしたところに大いに関わり合う。極端な一つの例を申し上げますと、議会と行政と区民と端的に三つ分けましたときに、我々が、政治というよりは直接行政に参画でもいいですし、積極参加でもいいのですけれど、そういうかたちで関わるのがいわゆるガバナビリティであると私は思っているのです。ですから、先ほどちょっと阿部委員がお話しになったように、議員の方ももちろん区民の一員として参加しますが、議員の方はもっと大きな使命があるのではないかと考えています。

私はたまたま町会長という立場で出席させていただいているのですが、地域の問題を集約していったときに、さてどこへ行こうかと。ようやくやっといま行政がこういうかたちで我々に機会を提供してくれました。投げ掛けてくれたこのボールをぜひ私たちのところでしっかり受け取っていく。ですから、議員の先生方にはたぶん違ったラインが

できると思います。まさしく違ったそのラインで我々はそんな区に積極的に参画するという事です。これは政治ではありません。ただ、いま小川委員が言われたように「この区をどうしたいの」「あなた方はここでどうやって住みたいの」という、我々の意思みたいなものが、こういうガバナンスを通じて区の行政に、そして区との協働に反映していく。それが基本理念に書かれることがぜひ必要だと思います。特に私ども墨田区はいわゆる下町です。下町というのは、端的に申しますと、いわゆる田舎の村落共同体がそのまま都市化されたところです。ですから、ガバナンスなんていう、いわゆる論理で迫ってきますと、どうしても我々は論理と情理の整合性でいつも苦勞しているのです。実は私も戦後の民主主義教育を受けたものですから、どうしても論理が先になる。でもそれでは先に進まない。ではこのガバナンスの条例でそれをどういうふうに表示していくかということも併せて皆さんにご検討いただきたいというのが、私の基本的なガバナンスに対する姿勢でございます。

須貝委員 この区民懇談会は私たちも委員として参加できる場を持ってそうで、もう少し勉強して分かりやすく何か伝えたいなという気持ちがありますので、ぜひ積極的に参加させてもらいたいのと、あとは良き聞き手となっていていろいろな意見を収集できるようなそういう工夫も考えながら参加したいと思っています。それから、ちょっと先の話かもしれませんが、このあと答申が終わり、議会を通して制定になった時点で、今度は本当に大きな意味で周知・告知・浸透のためにシンポジウムのようなもので、ますます広く関心を高めるということをぜひやりたいと思っています。区としてはそれを非常に前向きに区民の皆さんにPRしていただくことになると思います。その次に条例が制定され、検討会議が終わりましたら、このメンバーになるかどうか分かりませんが、翌年度以降は推進会議というものを立ち上げて、イニシアチブをとるような、主体的な動きをすべきではないかと考えています。

七岡委員 いま地域説明会とかシンポジウムという話が出ました。また私が話をするとちょっと批判的な話になって申し訳ないのですが、行政が行う地域に対する説明会を住民は本当にどういうふうに考えているかということをお私は考えるのです。結局、地域説明会というのは、基本的に行政上の手続きである。そういう言い方は悪いかもしれないのですが、住民はセレモニーぐらいにしか思っていないわけですが。私も都市計画のマスタープランとか景観の会議などに出たのですが、出席している人はほとんどいません。私などは建築に関係しているので興味があるので行きます。一般の方がほとんど出られないというのは、根本的にそれが単なるセレモニーであるとか行政的な手続きぐらいにしか思っていないからではないかと思えます。そういうところは明確にあるのではないかと。私自身の思いかもしれませんが、そういうところがあると思えます。ではどうすればいいかという話になりますが、自分たちがセレモニーではない形で意思をもって参加する場にいるのだと思わせるより仕方がないわけですね。この間からずっと私は言い続けていることで、皆さんはほとんど現実に即していないというか、理想論だというようなことになるかもしれませんが、多種多様な行政サービスの中の一部でも、例えば住民に権限を移行するような余地というか、そういったことが、もし条例の中、すぐにどうこうということではなく将来的にですが、将来的にでも実現可能な余地があるのかどうか、もう少し真剣に考えてもらいたいと思います。頭から「そんなことはおまえたちの権限や領域の中ではないのだ」というような話ではなしに、もう少し前向きに考えていただきたいと思うわけです。そういったことがあって初めて区民は自分たちの問題だという意識になるのではないかと思えます。先日の意識改革ということと言うと、例えば住民の皆さんは基本的には行政にばかり頼ってはいけません。何回も言いますように、自分たちでやれることは自分たちでやるということは明確にありますので、やはり腹をくくって自分たちで責任をもってやらなければいけないというふうにならなければいけないと思うのです。片一方で行政や議会は、基本的に権限の一部でも任せることができる

かどうか、そういう意識改革ができるかどうかということだと思います。いまの状況だったら「そんなことはできない」と言われると思います。「そんなばかなことはできないよ」と言われると思うのですが、多種多様な状況になってきた中で、むしろそういう時代になるのではないかと。いま私が荒唐無稽なことを言っていると思われるかと思うのですが、そういうかたちでやっていかないと、10年、20年先の協治という意味での理念はできないのではないかと思います。

瀧澤委員 単純な質問です。いまの七岡さんの話にも共通するのですが、3回実施される説明会が、時間割を見ると条例づくりについて説明が20分です。これだけ回数を重ねてきていろいろな意見が出ているわけですが、当日、一般の方にどんな話をするための資料が提供できて、20分の間にどういう話をして進めるのか、非常に疑問です。いまの話でもありましたし、私も最初に申し上げましたように3回やって形式で終わるのであればそれでいいのしょうけれども、本当に区民の意見を組み入れるということになると、果たしてこういう時間割とスケジュールで本当に声が出せるのか、もしくはまとめられるのか。始まってみたら、ほとんど誰もが無言で、主催者側の進行で終わってしまったというような会であるならば、むしろ初めからプログラムを組み直したほうがいいのではないかと気がいたします。この20分という時間は本当にどこから出てくるのか分かりません。きょうも傍聴の方が何人かお見えになっているのでしょけれどもこういう話を聴いていて、初めて参加される方がどの程度まで理解されるのか。そこによって話の着地点が大きく違ってきてしまうし、成果も違ってきてしまうと思います。その辺、事務局はどういうふうに予定を組まれているのか、お尋ねしたいと思います。

岩瀬幹事 プログラムの組み方につきまして、まずはお越しになる方に、資料2の1枚目に書いてありますが、「協治（ガバナンス）の必要性、背景、条例の必要性」といった四つの項目は最低限お知らせをしなければいけないと思っています。そして、これを説明できるような資料ということになります。そういうことになると、今回の「骨子案」がまず中心になりますし、それに付随する資料が何件かあるかと思っています。ただ、いま瀧澤委員がお話しになったとおり、ではそれを20分で説明できるかということにつきましては、このプログラムもまだ私どもの案の段階で十分揉んでいなかったという部分のお話があるかと思いますが、できれば意見交換の時間を多く取りたかったというのが本来の趣旨でございます。只今お話のあったとおり、その材料だけでお話を60分意見交換をしようといっても、もしかしてできない可能性もあるかと思いますが、ですから、この20分の時間を増やさせていただき、例えば昨年、私どものほうで区制60周年を記念して、区が協治（ガバナンス）をどう進めていくのかというDVDを作成いたしました。さらに条例についてもっと必要性をお話しさせていただくとしますと、パワーポイントなどを使ったりしまして、できる限り来ていただいた方が協治（ガバナンス）について興味を持っていただき、条例が目指すべき方向、そしてできたあとの姿がイメージできるような会にしたい。7月13日まで、まだ1か月ございますので、私ども事務局が汗を流しまして、そのようなプログラムづくり、資料づくりをして、来ていただいた区民の方に意見を活発にいただけるよう、準備をしたいと思っております。

谷本委員 関連して進行のご提案です。意見を聴く時間をまず取りたいとおっしゃっていたので、やり方だと思います。参加する人数とか会場などが関係してまいります、できれば、例えばグループに分けてしまって、そのグループの中で必ず1人1回は発言するというようなやり方をする。せっかく夜わざわざ会場に来て話を聴こうという気になっていらっしゃる方ですから、少なくとも何か発言をしたい。ただ、こういう大きな場だとなかなか自分の意見が言えないという方も中にはいらっしゃると思います。参加人数を事前に把握するのはなかなか難しいと思いますが、当日来た感じでも、二つに分けましょとか、三つに分けましょとかいうぐらいで意見を聴くということも可能

だと思います。それが一つ、運営上のご提案です。それから、事前の呼びかけの方法です。ここに書いてある「チラシを作って公共施設などにて配布」くらいだとなかなか引っ掛からないと思います。例えば区民活動推進のご担当でしたら、実際に地域で活動しているところとつながりがあると思いますので、そういったところを通じて「来てください」という呼びかけをされたらどうかと思います。こういう場合、活動している同士がつながるといふことも非常に大事なことです、それをご提案させていただきたいと思います。

小川委員 いま言われたのを考えると「すみだやさしいまち」という主管課が同じ部署です。ここには二つの会議体があって、一つは、区長、田中副区長、それから警察の署長、消防署の署長を始めとして、あとは墨田区内でいろいろ活動をしている団体のだいたい中心メンバーの方が出てきて、区役所の131会議室で会議をやるときは50人ぐらいいます。副区長から声をかければ50人は集まりますよね。(笑)

青山会長 いろいろありがとうございました。それでは、この件については、名称の工夫、運営の工夫、PRの工夫その他いただいた意見を十分参考にして取り入れ、日時と場所に関してはこの3回で実施する。そういうことでよろしゅうございますか。

委員一同 異議なし。

青山会長 ありがとうございます。それでは、条例の検討過程における区民参加についてはそういったことで実施することにいたしたいと思います。次に資料3「今後の(仮称)協治(ガバナンス)推進条例検討委員会検討フロー(案)」をご覧くださいと思います。検討の各段階の進め方について書いてありますが、右上の吹き出しに設置要綱第7条が引用されています。委員会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。委員は会長が指名するということが決まっております。そこでご提案ですが、「中間まとめの骨子案」がこれからまとまって、それから区民の意見を幅広く聴いていくという過程から、さらにその後は中間まとめをまとめて、最終的には答申をまとめるという段階に進んでいくこととなります。従いまして、会長と事務局とで相談して提案するというかたちではなく、そろそろ起草委員会をこの要綱の専門部会として設置し、その起草委員会で案をまとめて、この委員会に提案して全体で議論をしていくというかたちに移行したいと考えますけれども、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

青山会長 よろしいですか。ありがとうございます。それではそうさせていただきます。そこで、この第7条2項に基づいて、起草委員については私のほうから提案をさせていただきたいと思います。この起草委員については、私ども学識者として任命されている委員が4名おります。村上委員、保井委員、谷本委員、そして青山の4人です。これに加えて阿部委員と中川委員、合計6名で組織をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

青山会長 ありがとうございます。それでは皆様からご賛同を得ましたので、事務局から名簿を配っていただきます。こういったことで、起草委員会を組織させていただきます。従いまして次回の検討委員会では、区民の皆さんから寄せられた意見はもちろご紹介させていただきましても、加えて、これまでのこの検討委員会での議論を踏まえ、起草委員会から中間まとめの素案を委員会に対してお示しする。そして皆さまから

ご意見をいただく。こういう段取りで進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 その他

青山会長 では次回の委員会の日程について、事務局からお願いします。

岩瀬幹事 資料4「次回以降の検討委員会の開催予定について（案）」でございます。本委員会の今後の開催予定を記載させていただきました。次回は第7回でございます。8月6日（木）午後3時から中間まとめ案についての議論をお願いいたします。さらに第8回は8月28日（金）の午後3時から、また同じ内容につきましてご検討をお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

青山会長 どうもありがとうございました。ではきょうはこれで終わります。どうもご協力ありがとうございました。

以上